



企業移転するなら 茅ヶ崎へ

茅ヶ崎市企業移転・サテライト
オフィス設置支援事業のご案内



茅ヶ崎市の特徴

豊かな自然、 恵まれた環境

約 6 km四方のフラット
街には、海も里山も都
市機能もコンパクトに
詰まっています。



抜群の 交通アクセス

都心主要部も箱根も 1
時間。ビジネスにもレ
ジャーにも最適なロ
ケーション。



充実の 湘南ライフ

職住近接のスローライ
フが楽しめる住環境。
ドレッサンで歩くのが
気持ちいい街並みです。



支援制度

さらに今なら 補助も充実



対象事業者と
事業

茅ヶ崎市外に本社がある従業員数 1名以上の
法人・個人が、茅ヶ崎市に本社移転または支
社・サテライトオフィスを設置する場合

立地奨励補助金

移転にあたって支出した取得費や工事費
などの一部を補助します。

上限 100 補助率
万円 20~50%



申請期限：令和7年2月28日
実績報告期限：令和7年3月31日

雇用奨励補助金

市民を新たに雇用又は従業員が茅ヶ崎市に
転入した場合、一人あたり 5 万円を補助します。

上限 50 1人あたり
万円 5 万円



申請期限：令和7年3月31日

お問い合わせ

茅ヶ崎市
経済部産業観光課
産業振興担当

✉ sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

☎ 0467-81-7144

お気軽に
ご相談ください！

立地奨励補助金の概要

1 概要

企業において近郊分散型ワークスタイルへのニーズが高まっていることから、本市への企業移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助を行うことで、多様なワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大を図ります。

2 補助対象者



営利を目的に事業を営む法人・個人
(NPOや任意団体を除きます)



本社が茅ヶ崎市外に所在していること。
(市内に既に支店等がある場合も含みます)



市外において**1年以上事業を継続**しており、移転後も1年以上事業を継続する意思があること。

3 補助対象事業



茅ヶ崎市に**本社移転、または支社・サテライトオフィスを設置**する事業



単なる店舗や住居ではなく、**事務所として新たに物件を購入・賃貸する場合**に対象になります。

- ・コワーキング等他者と共に用する物件は対象になりません。
- ・親族等の所有する物件は対象なりません。

5 補助対象経費

区分	内容
対象経費	(1) 土地・建物の取得・賃借に要する経費 (2) 備品及び構造物、機器の取得・賃借に要する経費
	(1) 土地・建物の工事・改修に要する経費 (2) 通信環境整備工事に要する経費 (3) 既存事務所からの移転に要する経費
	仲介手数料、礼金等 (敷金、保証金等返還が見込まれる経費除く)



代表者・役員以外に**正規従業員を1名以上雇用**していること。

その他

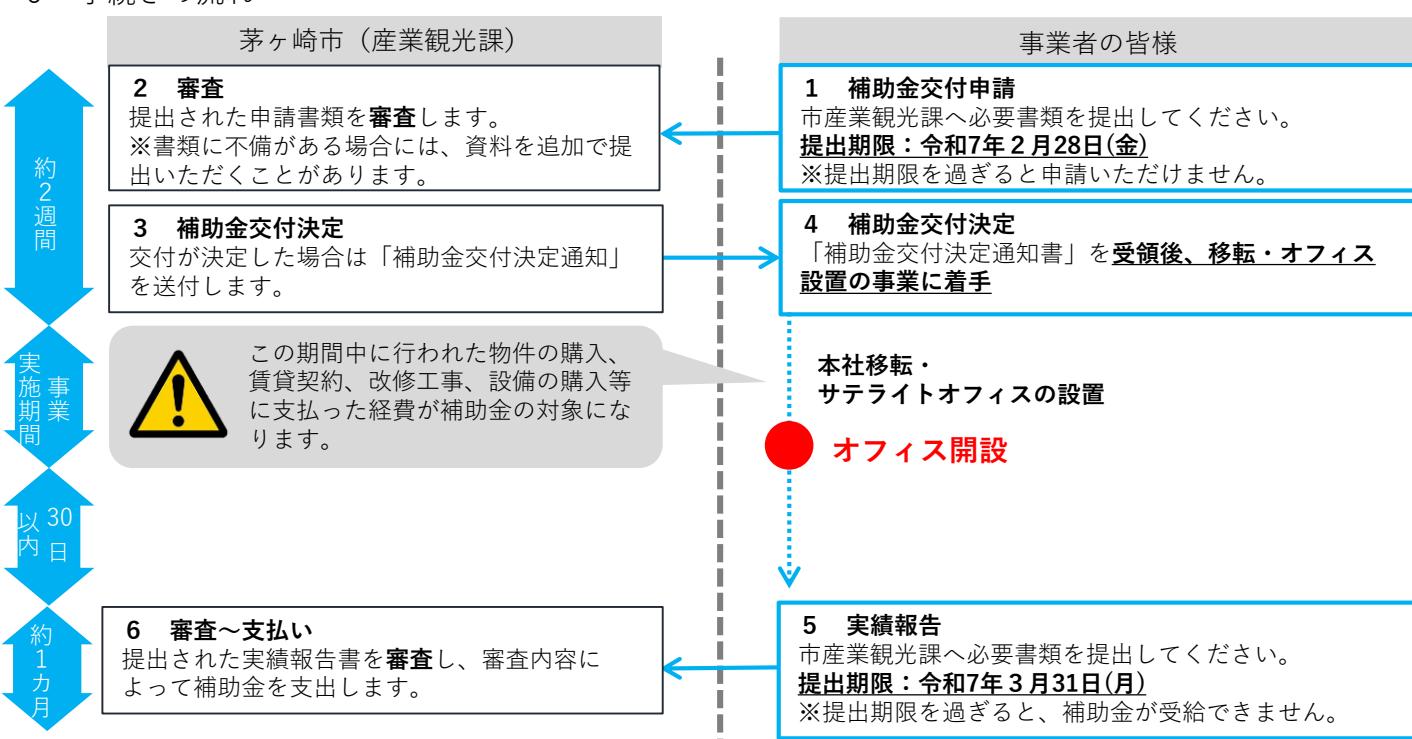
- ・茅ヶ崎市税を完納していること。
- ・許可又は認可を必要とする事業について、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること。
- ・暴力団等、または風俗営業等でないこと。
- ・過去に本補助金を受給していないこと。

4 補助金額

上限**100万円**/補助率は条件によってことなります。

対象事業	所有形態	補助率	上限額
本社移転	購入	50%	100 万円
	購入	40%	
	賃貸	30%	
	賃貸	20%	

6 手続きの流れ



立地奨励補助金の概要

7 提出書類

申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・立地計画書
- ・支出予算書
- ・取得又は賃借する事務所の詳細がわかる資料
- ・事業内容がわかる資料(パンフレット等)
- ・履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)
- ・定款の写し(法人の場合)
- ・直近の確定申告書の写し(税務署の収受日付印もしくは電子受付番号があるもの)
- ・許認可証等の写し(許認可が必要な事業を営む場合)
- ・その他市長が必要と認める書類

報告時に必要な書類

- ・実績報告書
- ・事業実施報告書
- ・支出実績書
- ・領収書の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し
(補助事業による登記事項の変更が生じた場合)
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・請求書
- ・その他市長が必要と認める書類

雇用奨励補助金の概要

1 概要

企業移転または支社・サテライトオフィスを設置する事業者が行う市民雇用及び従業者の本市転入に対し補助を実施することで、多様なワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大を図ります。

2 補助対象者



立地奨励補助金の申請者

(受給を受ける前でも申請できます)

3 補助金額

5万円／1名

1事業者あたりの上限額**50万円(10名分)**

※複数回の申請が可能です。

5 手続きの流れ

茅ヶ崎市（産業観光課）



雇用の日又は転入の日から、1か月以上勤務されてから申請が可能になります。

1か月以上

約1ヶ月

2 審査～支払い

提出された申請書類を審査し、審査内容によって補助金を支払います。

事業者の皆様

1 雇用または転入

茅ヶ崎市民の正社員を雇用、または移転前からの正社員が茅ヶ崎市内に転入

1か月以上の勤務実績

1 補助金交付申請

市産業観光課へ必要書類を提出してください。

提出期限：令和7年3月31日(月)

※提出期限を過ぎると、補助金を受け取ることはできません。

6 提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・雇用状況説明書
- ・対象者との間で結ばれた雇用契約書の写し
- ・対象者が市内在住であることがわかる書面の写し
- ・対象者が1か月以上勤務していることがわかる書面の写し

Good Office Chigasaki

茅ヶ崎市の簡単なご紹介

湘南エリアの中心に位置する茅ヶ崎市。約6km四方の街には約24万の市民が暮らしています。

全国各地で人口減少が叫ばれるなか、この街の人口はいまだ増え続けています。企業移転先やワークプレイスとしてあえて東京ではなく茅ヶ崎を選択する人も。その要因は、大都市圏へのアクセスや生活コストといった目に見えるメリットだけではないようです。

例えばコンパクトな街にぎゅっと詰まった自然環境は都市機能とのバランスがちょうどよく、平坦な地形のため自転車でどこへでも行けます。

外出はドレスダウンが一般的で、ラフな格好で楽しむ週末には朝市や小さなマルシェに加え、伝統的な祭事も多く行われます。

仕事の合間にサーフィン、ランニング、ヨガなどに興じて、ワークライフバランスを充実させる人も。

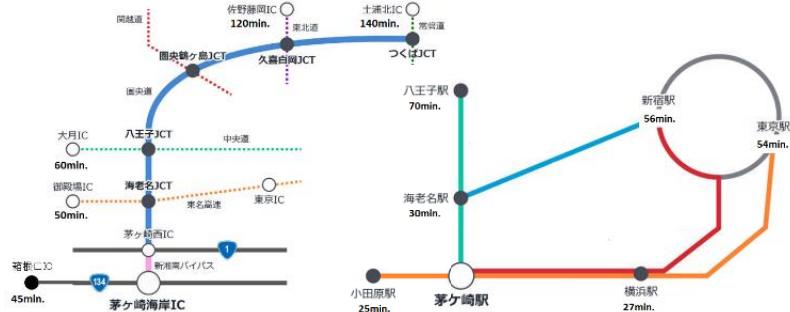
大型の商業施設は他市に比べると少ないですが、その反面魅力的な個人店にあふれ、街の個性を作っています。

そんな街の雰囲気やその雰囲気の中で暮らす人に魅力を感じてくれる方が多いかもしれません。

最近では気軽にオフサイトミーティングが体験できるコワーキングスペースも増えており、働く人たちからはワークプレイスとしても魅力ある街だと感じてもらっているようです。

古くは保養地・別荘地として親しまれていたこともあり、根っからワーケーションの素養を備えているかもしれません。

いい面だけ紹介しましたが、もちろん問題課題も山積みです。本市ではこの街にフィットし、地域課題に新たな風を吹き込んでくれる事業者の皆様を歓迎します。



・MONOCLE誌「世界のベストスマールシティ25」に日本から唯一ランクイン



「山と海に囲まれ、東京からわずか1時間のところにある茅ヶ崎は、田舎の隠れ家のようです。近くのビーチコミュニティを訪れたりするのに最適、街全体に良いレストランが点在しているので、国際的な料理の選択肢は中心部に限定されません。(一部抜粋)」

No.	都市	国
1	ローザンヌ	スイス
2	ボルダー	アメリカ
3	ベルゲン	ノルウェー
4	ホバート	オーストラリア
5	茅ヶ崎	日本
6	ボルツァーノ	イタリア
7	ボルドー	フランス
8	インスブルック	オーストリア